加盟団体代表者 殿

公益財団法人相模原市スポーツ協会 会 長 三 塚 康 雄 (公 印 省 略)

令和2年度加盟団体助成事業要領の一部改正について (通知)

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、相模原市民のスポーツ振興につきまして格別な御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「新しい生活様式」で事業を行う際に必要な新型コロナ感染症対策に係る経費を加盟団体助成事業の助成対象に追加いたしました。

つきましては、別添の要領等を御確認いただき、必要に応じて御活用いただければと思います。

公益財団法人相模原市スポーツ協会 電話 042-751-5552 担当 篠崎・菅原・高城

令和2年度加盟団体助成事業要領の一部改正 説明資料

1. 改正主旨

昨年度より新型コロナウイルス感染症対策を継続して取組んできたところではあるが、長引く取組の実施により市内スポーツ種目を代表する当協会加盟団体が本来の活動を維持するためには、「新しい生活様式」に対応した事業展開が必須となる。その一助となるよう本助成事業の一部を改正する。

2. 主な改正点

助成対象事業等(4)加盟団体が事業を行うために必要な物品に下記を追加する。

対象となる物品	上限額	補助率
・新型コロナ感染症対策として事業を行う上で必要な物品 *非接触型電子体温計、アクリルボード、マスク、フェイスガード、アルコール消毒液。等	30,000 円	1/1

なお、上記の対象経費は助成金額の合計1団体100,000円から別枠での予算措置を行う。

3. よくある質問

- Q1. 新型コロナウイルス感染症対策に係る経費は上限額 30,000 円とのことですが、改正前の加盟 団体 助成事業は1団体上限 100,000 円ですが、100,000 円+30,000 円=130,000 円との解釈 でよろしいか。
- A1. お察しのとおり。ただし、今回追加する新型コロナウイルス感染症対策経費上限 30,000 円は 使途が決まっており、当該目的のみ助成対象となります。
 - 100,000 円 + 30,000 円 → 助成額 130,000 円(HP 開設維持管理費) (新型コロナ対策経費)
 - × 100,000 円 + 30,000 円 \rightarrow 助成額 100,000 円 (HP 開設維持管理費) (全国大会派遣)
 - →新型コロナ感染症対策経費ではないため対象外
 - Q2. 新型コロナウイルス感染症対策経費を申請する場合、通常の加盟団体助成金と申請方法が違う点はあるのか。
 - A2. 特に違いはありません。通常の加盟団体助成金申請と同じ申請方法により行ってください。(なお、物品購入となりますので、事業報告書の添付書類として請求書又は領収書の写しが必要となります。)
 - Q3. スポーツ協会から助成承認を受けている(もしくは助成申請予定の)他の事業において、 新型コロナウイルス感染症対策経費として物品を購入する場合、今回追加された助成金上限 30,000円の対象となるか。
 - A3. 他の助成事業と重複する場合は、今回追加された助成金の対象とはなりません。既に承認を受けている(もしくは申請予定の)他の事業の経費として計上してください。
 - Q4. 今回追加された新型コロナウイルス感染症対策経費は令和3年度以降も助成対象となるか。
 - A4. 令和2年度の時限的なものと考えている。確定はしていないが、令和3年度以降は助成対象ではなくなる可能性が高い。
 - Q5. 今回の改正前に既に協会物品として非接触型電子体温計を購入した。助成対象となるのか。
 - A5. 対象となる場合もありますので、当協会にご相談下さい。

加盟団体助成事業要領

1 趣 旨

市民スポーツの普及振興活動を担っている加盟団体が、活動を周知するために行うPR事業や、継続的かつ目標を持って活動に取り組むことができる環境作り事業に対して助成金を交付し、団体の強化を図ることにより市民のスポーツ実施率の向上を図る。

2 助成対象事業等

助成の対象となる事業は、スポーツ協会の他の助成事業と重複しない次の事業とし、各事業の補助率等については別表のとおりとする。(助成金額の合計は1団体100,00円+別表(4) イ30,000円を限度とする。)

- (1) 加盟団体が主に会員を対象として実施する事業
 - ア. 競技力向上の目標となる競技会等 (市内に在住、在勤、在学者を対象に行う競技会等も含む)
 - イ. 資質向上を図ることのできる講習会、研修会等
- (2) 加盟団体の会員を派遣する事業
 - ア. 全国、関東、県大会等の上部大会に相模原市を代表して出場する選手及び団体の派遣
 - イ. 審判員、指導者等の派遣
- (3) 加盟団体が活動を周知するために行う事業
 - ア. 情報誌、広報紙、記念誌の発行事業
 - イ. ホームページ広報事業
 - ウ. 活動を周知する大会
- (4) 加盟団体が事業を行うために必要な物品
- 3 助成対象外経費

次に揚げる経費は、助成対象としない。

- (1)参加者負担と思われる傷害保険料
- (2) 懇談会、交際費的経費
- (3) 賞品、景品等の参加者に対する副賞的な物(賞状・メダル・参加賞は対象とする)
- (4)練習着、試合着代
- (5) 審判員、指導者等の派遣事業において、派遣先で出た謝金・交通費等の経費。

4 提出書類

事 由	提出書類	添付書類
交付申請	助成金交付申請書	①実施要項、実施計画書等 *周知事業については、発行予定の情報紙名やホームページ アドレス等。物品は購入理由。 ②収支予算書
事業報告	事業報告書	①事業の結果がわかるプログラムや要項等 *派遣事業においては派遣したことのわかる名簿や大会結果等。周知事業については、発行した情報紙や開設しているホームページアドレス等。物品は不要。 ②収支決算書 *物品(別表(4)ア及びイ)については請求書または領収書の写し
助成金請求時	助成金支払請求書	①助成金交付額確定通知書の写し(精算) ②助成金交付決定通知書の写し(概算)

*必要に応じ提出する書類

事 由	提出書類	添付書類	
事業内容の変更又は中止	助成事業変更(中止)申請書	変更箇所のわかる書類等	
状況報告	活動状況報告書	スポーツ協会より求められた内容がわかる 資料	

(1) 加盟団体が主に会	員を対象として実施す	る事業			
対象事業	補足認		規模等	上限額	補助率
ア. 競技力向上の目標	加盟チームリーグ戦、春季・夏季・秋季・ 冬季大会、選手権大会、記録会、チーム 対抗戦・・・・等		50 人以上	40,000 円/1 事業	1/2
となる競技会等			50 人未満	30,000 円/1 事業	1 / 2
イ. 資質向上を図るこ とのできる講習会、研	審判講習会、技術講習会、研修会、審查 会、合同練習会、指導者講習会、強化練 習会・・・等		20 人以上	40,000円/1事業	1/2
修会等			20 人未満	30,000 円/1 事業	1/2
(2) 加盟団体の会員を	派遣する事業				
対象事業		補足説明		上限額	補助率
ア. 全国、関東、県大会等の上部大会に相模原市を代表して出	の上部大会に相 する者			10,000円 / 1人	1/2
場する選手及び団体の派遣	加盟団体に登録する団体で全国、関東、県大会等に出場する団体		100,000円 / 1団体	1/2	
イ. 審判員、指導者等 の派遣	他団体の開催する競技会、講習会等へ、審判員及び指導 者を派遣する事業			3,000円/1人1日	1/1
(3) 加盟団体が活動を	用知するために行う事	業			
対象事業	補足説明	対象経費	ŧ	上限額	補助率
ア. 情報誌、広報紙、 記念誌の発行事業	情報誌、広報紙、機 関紙、ポスター・・・ 等	印刷にかかる印刷場 一代等の使用料及で 耕をお願いする場合 配布にかかる通信追	バ賃借料、筆 合の諸謝金、	40,000円/ 1事業	2/3
イ. ホームページ広報	開設維持管理費 (新規開設する年)	プロバイダーの使用料及び賃借料、ホームページ作成会社等にかかる委託費、手数料、謝礼・・・等		100,000円	1/1
事業	開設維持管理費(継続管理)			60,000円	2/3
ウ. 活動を周知する大 会	加盟団体が活動の 周知を目的とした	50 人以上		40,000 円/1 事業	1/2
	PR 大会 50 人未満			30,000 円/1 事業	1/2
(4) 加盟団体が事業を	行うために必要な物品	ı			
	対象となる物品	ī.		上限額	補助率
 ア.各種事業を行う上で必要な物で複数年使用できる物(加盟団体の物品として個人の所有とならない物) *ホームページ用パソコン、ソフト、プリンター等。トンボ、レーキ。草刈り機。ストップウォッチ。テント。テーブル、椅子。物置。ポータブルスピーカー。教室等で参加者に貸し出す用具。ジャグタンク(水筒)。発電機、コードリール。ゼッケン。ネット、杭。リヤカー、土木用一輪車。等 			100, 000 円	1/1	
イ. 新型コロナ感染症対策として事業を行う上で必要な物品 *非接触型電子体温計、アクリルボード、マスク、フェイスガード、アルコール消毒液。等				30,000円	1/1